

高知大学ウェブページ管理・運用要項

平成 17 年 1 月 7 日 理事（総務担当）裁定

最終改正 令和 4 年 5 月 14 日

（目的）

第 1 この要項は、高知大学（以下「本学」という。）が、学内に置かれ、学内機器及び回線等のインターネット関連設備によって情報を発信するウェブページの適正かつ円滑な管理・運用について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 この要項において「部局」とは各学部（附属施設含む。）、土佐さきがけプログラム、大学院総合人間自然科学研究科、各学系、各学内共同教育研究施設、海洋コア総合研究センター、保健管理センター、各機構、各室及び事務局をいう。

（構成）

第 3 本学ウェブページは、本学理事（地域連携・国際連携・広報担当）のもとに総務課広報室が管理・運用するホームページ（<http://www.kochi-u.ac.jp>）（以下「公式ホームページ」という。）及び公式ホームページからリンクされている各部局が管理・運用するウェブページ（以下「部局ページ」という。）群によって構成する。

（管理・運用）

第 4 公式ホームページの管理・運用は理事（地域連携・国際連携・広報担当）のもとに総務課広報室が行い、部局ページの管理・運用（部局ページからリンクするウェブページの監督を含む。）は、部局長のもとに当該部局が行う。

2 各部局長は、部局ページの管理・運用体制を明確にしなければならない。

3 理事（地域連携・国際連携・広報担当）は、部局ページに第 7 に規定する禁止事項が掲載されていることを認めた場合、当該部局長を通じて情報掲載の中止又は情報内容の修正を求めることができる。

4 部局ページに関し第三者からの権利侵害等の申出があった場合は、部局長は総務課広報室を通じて理事（地域連携・国際連携・広報担当）に報告しなければならない。

（サーバの設置）

第 5 公式ホームページのウェブサーバの維持・管理は、学術情報課に委託する。

2 各部局独自のウェブサーバは、当該部局において維持・管理する。

(遵守事項)

第6 本学ウェブページの管理・運用に際しては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報内容については、原則として本学の教育、研究及び社会貢献活動に関する情報を積極的かつ広く公開又は発信する目的にふさわしいものとし、適切さ、情報の正確さ、新しさに留意すること。
- (2) 閲覧者からの問い合わせ等に対応するため、各ページには、その内容について責任を負う部局又は職名等を明記すること。
- (3) この要項に定めるもののほか、本学諸規定及び高知大学情報セキュリティポリシー並びに関係法令等を遵守すること。

(禁止事項)

第7 本学ウェブページには、次に掲げる情報（情報源へのアクセス方法を含む。）を掲載してはならない。

- (1) 公序良俗、法令及び本学の諸規定に反するもの
- (2) 本学の品位を損ない、又は不利益となるもの
- (3) 虚偽のもの
- (4) 個人、団体、組織等の知的財産権、権利利益を侵害するもの
- (5) 個人、団体、組織等を誹謗中傷するもの
- (6) 営利を目的とするもの
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動に関するもの
- (8) その他不適切と認められるもの

(補則)

第8 この要項に定めるもののほか、本学ウェブページの管理・運用に関し必要な事項は、別に定める。